

西脇市日本のへそ日時計の丘公園条例

（設置）

第1条 四季折々の豊かな自然に親しみ、ふれあいを深め、野外活動等を通じて、より豊かな生活を創造できる憩いの場を提供するとともに、地域資源を活用した都市と農村の交流を促進するため、西脇市日本のへそ日時計の丘公園（以下「日時計の丘公園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 日時計の丘公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
西脇市日本のへそ日時計の丘公園オートキャンプ場	西脇市黒田庄町門柳871番地の14
西脇市日本のへそ日時計の丘公園フォルクスガーデン	西脇市黒田庄町喜多1518番地の1

2 日時計の丘公園オートキャンプ場（以下「オートキャンプ場」という。）に公園管理事務所及び交流施設（食材供給コーナー及び体験教室）を置く。

3 有料施設等（施設、設備及び用具等で有料で利用されるものをいう。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。

（事業）

第3条 日時計の丘公園は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 施設の利用に関すること。
- （2） 施設内における野外活動の指導に関すること。
- （3） 地域資源活用による交流の促進に関すること。
- （4） その他日時計の丘公園の目的を達成するために必要な事業

2 市長は、日時計の丘公園の施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外に利用させることができる。

（休業日）

第4条 日時計の丘公園の休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の理由があるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

- （1） オートキャンプ場

12月29日から翌年の1月3日まで

- （2） 日時計の丘公園フォルクスガーデン（以下「フォルクスガーデン」という。）

ア 水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）

イ 12月29日から翌年の1月3日まで

（開館時間）

第5条 日時計の丘公園の開館時間は、次のとおりとする。ただし、特別の理由があるときは、これを延長し、又は短縮することができる。

（1）オートキャンプ場

ア 公園管理事務所

午前9時から午後7時まで

イ 交流施設

午前9時から午後5時まで

ウ 有料施設等

規則で定める時間

（2）フォルクスガーデン

午前9時から午後4時まで

（利用許可）

第6条 有料施設等を利用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、日時計の丘公園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付することができる。

（利用許可の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

- （1）風紀を乱し、その他日時計の丘公園の利用者に迷惑をかけるおそれがあるとき。
- （2）日時計の丘公園の施設、設備等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- （3）日時計の丘公園の管理上支障があるとき。
- （4）集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- （5）その他日時計の丘公園の利用を不相当と認めるとき。

（入園の拒否等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、入園を拒否し、又は退園を命ずることができる。

- （1）泥酔者及び感染性の疾患を有する者

(2) 規則で定める遵守事項に違反し、又はそのおそれがある者

(使用料)

第9条 第6条第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、利用の許可を受けた際に納めるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(特別の設備等)

第12条 利用者は、日時計の丘公園に特別の設備、装飾等をしようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、その利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 利用許可の申請に偽りがあったとき。

(3) 利用許可の条件に違反したとき。

(4) 災害その他不可抗力による理由により、日時計の丘公園を利用させることができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公用又は日時計の丘公園の管理上やむを得ず利用させることができないとき。

(原状回復義務)

第15条 利用者は、日時計の丘公園の利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により、利用の許可を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償等)

第16条 利用者及び入園者は、その責めに帰すべき理由により日時計の丘公園の施設、設備等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(喫茶・軽食コーナー等の利用許可)

第17条 次に掲げる施設を利用し営業しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 喫茶・軽食コーナー
- (2) 地場産品等の販売コーナー
- (3) 食材供給コーナー
- (4) その他施設

2 前項の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を納めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の利用許可については、第6条第2項、第7条及び第9条第2項から前条までの規定を準用する。

(指定管理者による管理)

第18条 日時計の丘公園の全部又は一部の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) 第3条に規定する事業
- (2) 第6条に規定する利用許可、第7条に規定する利用許可の制限、第8条に規定する入園の拒否等、第14条に規定する利用許可の取消し等、第15条の規定に基づく原状回復命令、第17条に規定する喫茶・軽食コーナー等の利用許可その他利用許可に関連する業務
- (3) 第9条及び第17条に規定する使用料の徴収、第10条に規定する使用料の減免、第11条ただし書に規定する使用料の還付その他使用料の徴収に関連する業務。ただし、使用料の減免及び使用料の還付については、市長の承認を受けて行うものとする。
- (4) 日時計の丘公園の施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、日時計の丘公園の運営に関して市長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合においては、第6条から第12条まで、第14条及び第17条の規定中、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 指定管理者は、第4条ただし書の規定に基づき休業日を変更し、若しくは臨時に休業するとき又は第5条ただし書の規定に基づき開館時間を延長し、若しくは短縮するときは、あらかじめ市長の承認を受けてこれを行うことができる。

(使用料の収入)

第19条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に使用料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定を適用する場合においては、使用料は第9条及び第17条の規定にかかわらず、別表第2及び別表第3に定める範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第20条 指定管理者が、日時計の丘公園の全部又は一部の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年間とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(西脇市立東はりまフォルクスガーデン黒田庄条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 西脇市立東はりまフォルクスガーデン黒田庄条例（平成17年西脇市条例第118号）

(2) 西脇市立東はりま日時計の丘公園条例（平成17年西脇市条例第139号）

(3) 兵庫県立東はりま日時計の丘公園の利用料金を定める条例（平成18年西脇市条例第8号）

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、兵庫県立東はりま日時計の丘公園条例（平成5年兵庫県条例第12号）、西脇市立東はりまフォルクスガーデン黒田庄条例、西脇市立東はりま日時計の丘公園条例又は兵庫県立東はりま日時計の丘公園の利用料金を定める条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(指定管理者の管理の期間の特例)

4 平成26年度及び平成27年度を初年度とする指定管理者の管理の期間は、第20条本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則（平成24年12月26日条例第32号）

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成25年規則第5号で、同年3月24日から施行）  
（経過措置）

2 この条例による改正後の西脇市日本のへそ日時計の丘公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用する。

附 則（平成25年12月20日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月30日条例第31号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成26年規則第32号で、同年11月29日から施行）

### 別表第1（第2条関係）

#### 1 オートキャンプ場

有料施設等
研修室
体験教室
宿泊ロッジ
コテージ
オートキャンプサイト
デイキャンプサイト
多目的広場
バーベキューサイト
附属設備
貸出用具

#### 2 フォルクスガーデン

有料施設等
研修室

別表第2（第9条、第19条関係）

区分		使用料	備考																			
オート キャン プ場	研修室	1時間につき 1,000円																				
	体験教室	1時間につき 1,000円																				
	宿泊ロッジ	1室1泊につき 下表に掲げる額に1人当たり 休前日は1,000円を、休前日以外の日は800円を加 算した額とする。 <table border="1" data-bbox="437 734 970 1332"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員 (人)</th> <th>休前日 (円)</th> <th>休前日以外 の日 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号室 ～4号室</td> <td>6</td> <td>8,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>5号室 ・6号室</td> <td>6</td> <td>7,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>7号室</td> <td>5</td> <td>10,000</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>8号室 ～10号室</td> <td>4</td> <td>9,000</td> <td>7,000</td> </tr> </tbody> </table>		定員 (人)	休前日 (円)	休前日以外 の日 (円)	1号室 ～4号室	6	8,000	6,000	5号室 ・6号室	6	7,000	5,000	7号室	5	10,000	8,000	8号室 ～10号室	4	9,000	7,000
	定員 (人)	休前日 (円)	休前日以外 の日 (円)																			
1号室 ～4号室	6	8,000	6,000																			
5号室 ・6号室	6	7,000	5,000																			
7号室	5	10,000	8,000																			
8号室 ～10号室	4	9,000	7,000																			
コテージ	1棟（定員7人）1泊につき 休前日は11,000円に1人当たり1,000円を、休前日以外の日は9,000円に1人当たり800円を加算した額とする。	<p>3 連泊する場合の午前10時から午後3時までの使用料は、無料とする。</p> <p>4 宿泊日前7日以降に予約をした者が1人で利用する場合は、左欄の範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>5 季節別料金を設けた場合は、左欄に掲げる額に0.8を乗じて得た額から1.2を乗</p>																				

			じて得た額の範囲内で規則で定める額とする。
オート キャン プサイ ト	宿泊に利用する場合	1 区画 1 泊につき 休前日は3,500円、 休前日以外の日は 3,000円	1 1泊とは、午後2時から翌日の午後1時までの利用をいう。 2 連泊する場合の午後1時から午後2時までの使用料は、無料とする。 3 1回とは、午前10時から午後6時までの利用をいう。
	宿泊以外の目的に利用する場合	1 区画 1 回につき 1,500円	
デイキ ャンプ サイト	1 区画 1 回につき	1,000円	1 回とは、午前10時から午後6時までの利用をいう。
バーベ キュー サイト	バーベキューテーブル1基(定員6人)につき最初の3時間まで休日は3,000円、休日以外の日は2,000円。超過する1時間までごとに1,000円を加算した額		
多目的 広場	専用利用する場合(グラウンド・ゴルフコースを利用する場合を除く。)	1 時間につき	500円
	グラウンド・ゴルフコースを利用する場合	1 人 1 日につき	300円
貸出用 具	2,000円の範囲内で規則で定める額		
フォル クスガ ーデン	研修室	2 時間につき	2,000円

別表第3（第17条、第19条関係）

区分	使用料	備考
喫茶・軽食コーナー	1平方メートルにつき 1月1,200円の範	
地場産品等の販売コーナー	圏内で規則で定める額	
食材供給コーナー		
その他施設	1平方メートルにつき 1日120円の範囲 内で規則で定める額	

西脇市日本のへそ日時計の丘公園条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、西脇市日本のへそ日時計の丘公園条例（平成24年西脇市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開館時間等）

第2条 条例第5条第1号の規則で定める時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを変更することができる。

（利用許可の申請）

第3条 条例第6条第1項の規定により西脇市日本のへそ日時計の丘公園（以下「日時計の丘公園」という。）の有料施設等を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、西脇市日本のへそ日時計の丘公園利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、利用しようとする日の3月前の日の属する月の最初の開館日から利用の予約をすることができる。

3 条例第17条第1項の規定により日時計の丘公園の喫茶・軽食コーナー、地場産品等の販売コーナー、食材供給コーナーその他施設を利用し営業しようとする者は、西脇市日本のへそ日時計の丘公園喫茶・軽食コーナー等利用許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（許可書の交付）

第4条 市長は、前条第1項の許可をしたときは、西脇市日本のへそ日時計の丘公園利用許可書及び領収書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前条第3項の許可をしたときは、西脇市日本のへそ日時計の丘公園喫茶・軽食コーナー等利用許可書（様式第4号）を交付するものとする。

（有料施設等の使用料の額）

第5条 条例別表第2の規則で定める額は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 条例別表第3の規則で定める額は、別表第4のとおりとする。

（使用料の減免）

第6条 条例第10条の規定により、使用料を減免することができる場合及びその減免の額は、次に定めるところによる。

（1）利用者の過半数が、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者及びこれと同等の障害のある者をいう。）である場合 半額

(2) その他特に市長が必要と認めた場合 市長が必要と認める額

2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、西脇市日本のへそ日時計の丘公園使用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第11条ただし書の規定により、既納の使用料を還付することができる場合及びその還付の額は、次に定めるところによる。

(1) 利用者の責めに帰すことができない理由により利用できなかった場合 未利用時間に相当する使用料の全額

(2) 利用者が利用の日前3日までに利用の取消しを申し出た場合において、市長がやむを得ない理由があると認めた場合 当該使用料の全額

(3) 利用内容の変更により、既納の使用料の額が過納となった場合 当該過納となった額

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、西脇市日本のへそ日時計の丘公園使用料還付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(許可の取消し等の通知)

第8条 市長は、条例第14条の規定による利用許可の取消し等の処分をしたときは、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(破損滅失の届出)

第9条 利用者及び入園者は、日時計の丘公園の施設又は設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその理由を付して市長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第10条 利用者及び入園者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で、喫煙又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで、物品の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。
- (3) 騒音又は奇声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 施設、設備等をみだりに汚さないこと。
- (5) 動物を日時計の丘公園内に持ち込まないこと。
- (6) 植物を採取し、若しくは伐採し、又は汚損しないこと。
- (7) 動物を捕獲し、又は殺傷しないこと。
- (8) その他日時計の丘公園の管理運営に関する指示に従うこと。

(原状回復の点検)

第11条 利用者は、条例第15条の規定により原状に回復したときは、速やかに日時計の丘公園を管理する職員に届け出て、その点検を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 条例第18条の規定により、指定管理者による管理が行われたときは、第9条を除き、この規則中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(西脇市立東はりまフォルクスガーデン黒田庄条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 西脇市立東はりまフォルクスガーデン黒田庄条例施行規則(平成17年西脇市規則第108号)

(2) 西脇市立東はりま日時計の丘公園管理規則(平成17年西脇市規則第133号)

(3) 兵庫県立東はりま日時計の丘公園の利用料金を定める条例施行規則(平成18年西脇市規則第8号)

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、西脇市立東はりまフォルクスガーデン黒田庄条例施行規則、西脇市立東はりま日時計の丘公園管理規則、又は兵庫県立東はりま日時計の丘公園の利用料金を定める条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(西脇市防災行政無線管理運用規則の一部改正)

4 西脇市防災行政無線管理運用規則(平成20年西脇市規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表屋外拡声子局の項設置場所の名称の欄中「東はりま日時計の丘公園」を「日本のへそ日時計の丘公園オートキャンプ場」に改める。

附 則(平成25年3月5日規則第6号)

この規則は、平成25年3月24日から施行する。

附 則(平成26年10月16日規則第33号)

この規則は、平成26年11月29日から施行する。

別表第1（第2条関係）

施設名		供用日	供用時間
研修室		1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後7時まで
体験教室			午前9時から 午後5時まで
宿泊ロッジ			午前0時から 午後12時まで
コテージ			
オートキャンプサイト			
デイキャンプサイト			午前10時から 午後6時まで
多目的広場			午前9時から 午後7時まで
貸出 用具	グラウンド・ゴルフセット		午前9時から 午後5時まで
	その他		貸出用具を使用する有料施設の 供用時間
バーベキューサイト		4月1日から 11月30日まで	午前10時から 午後9時まで

別表第2（第5条関係）

貸出用具	使用料		備考
	数量	単価	
テント	1張1泊	1,500円	
タープ	1張1泊	500円	
フロアーマット	1枚1泊	100円	
シュラフ	1枚1泊	300円	
毛布	1枚1泊	200円	
テーブル	1台1泊	500円	

チェア	1脚1泊	100円	
ツバーナー（スタンドつき）	1台1泊	1,000円	燃料を含まない。
バーベキューグリル	1台1泊	800円	炭は含まない。
ランタン	1台1泊	500円	
大鍋	1個1泊	200円	炭・まき使用可
飯ごう	1個1泊	200円	炭・まき使用可
ダッチオーブン	1個1泊	500円	
グラウンド・ゴルフセット	1セット1日	200円	クラブ1本及びボール1個を1セットとする。
アメニティセット	1セット	200円	タオル、歯ブラシほか
バスタオル	1枚1泊	100円	
パジャマ	1組1泊	300円	

別表第3（第5条関係）

宿泊日前7日以降に予約した者が1名で利用する場合の使用料

施設名	使用料（1室1泊につき）		備考
宿泊ロッジ	1号室～4号室	4,500円	アメニティセット、バスタオル及びパジャマを含む。
	5号室・6号室	5,000円	
	7号室	5,500円	
	8号室～10号室	6,000円	

別表第4（第5条関係）

区分	使用料	備考
喫茶・軽食コーナー	1平方メートルにつき 1月 1,200円	
地場産品等の販売コーナー		
食材供給コーナー		
その他施設	1平方メートルにつき 1日 120円	

様式第1号～第6号 略

○西脇市日本のへそ日時計の丘公園フォルクスガーデン 入園者数実績

(単位:人)

区 分	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	入園者数	開園日数	1日平均	入園者数	開園日数	1日平均	入園者数	開園日数	1日平均
4 月	1,189	25	48	1,056	25	42	927	26	36
5 月	1,621	27	60	1,374	27	51	1,283	26	49
6 月	1,652	26	64	1,325	26	51	1,305	26	50
7 月	683	26	26	964	26	37	1,023	26	39
8 月	178	27	7	1,265	27	47	1,005	27	37
9 月	1,782	25	71	1,605	26	62	1,420	26	55
10 月	1,550	27	57	1,562	26	60	1,632	26	63
11 月	1,827	26	70	1,723	26	66	1,751	26	67
12 月	1,187	24	49	1,305	24	54	1,211	24	50
1 月	672	24	28	825	24	34	945	24	39
2 月	638	25	26	670	24	28	668	24	28
3 月	821	26	32	928	27	34	1,045	27	39
合 計	13,800	308	45	14,602	308	47	14,215	308	46